

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

登別市長 小笠原 春一

市町村名 (市町村コード)	登別市 (01230)
地域名 (地域内農業集落名)	登別地区 (鉾山、中登別、登別、富浦、札内、千歳、来馬、川上、富岸、鷺別)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域においては担い手の高齢化が進んでおり、後継者の不足等による遊休農地及び荒廃農地の発生や増加が懸念されるため、その発生防止に取り組むとともに、地域全体で持続可能な農地利用の推進を図るため、今後は、将来を見据えた担い手への農地利用の集積や集約化、新規就農者の確保及び育成に取り組んでいく必要がある。  
 また、将来担い手が離農する農地や相続される農地については、本地域の認定農業者を中心とした担い手による農地の再分配や新規就農の受入等を推進していく取組が必要となっている。  
**【地域の基礎的なデータ】**  
 認定農業者(個人):15人、認定農業者(法人):10経営体  
 主な経営作目:酪農、畜産、養豚、軽種馬

### (2) 地域における農業の将来の在り方

本地域の酪農及び畜産等の経営安定化を図るため、効率的な農地活用や鳥獣被害防止等による自給飼料の生産向上を目指していく。  
 また、本地域の農地全体を維持するため、本地域において営農している担い手を初め、地域内外の認定農業者等への農地利用の集積及び集約化を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,091 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,091 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全及び管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地利用の集積及び集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
本地域の担い手の経営意向(規模拡大、縮小、離農等)に応じた農地利用の集積及び集約化において活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえた上で、草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)等を活用して、農地の生産性向上に係る基盤整備に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
本市、JA、農業改良普及センター等の関係機関が連携して、多様な経営体の確保及び育成に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手のニーズに応じた活用を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

ヒグマやエゾシカ等による牧草や自給飼料等への被害拡大を防止するため、目撃や被害に関する情報があった場合は速やかに駆除等の対応が可能となるように体制を整える。また、捕獲人材の確保と育成を進めていく。